

『都市計画制度の見直し』と地球環境問題

安達 純

(要約)

- ・現在、都市計画制度の一連の改正が進められている。
- ・地方分権推進の大きな柱として位置づけられた都市計画は、1999年7月の地方分権一括法の制定とそれに伴う都市計画法の改正により、計画決定主体が国から都道府県に、さらに都道府県から市町村へと権限委譲された。
- ・2000年にはそれに加えて、マスタープランの充実や地区計画制度の改善・拡充など、都市計画の内容そのものにまで踏み込んだ改正が行われる予定である。
- ・今回の改正の中で、地球環境問題への対応も大きな焦点になっている。その一方で実態的にも、草の根ベースで環境にやさしいまちづくり活動が進んでいる。
- ・今後、まちづくりにおいて地球環境問題への対応がますます重要になる中で、エネルギー産業であり地域密着企業である大阪ガスが、地球環境の視点からのまちづくりに今まで以上に深く関わることが求められている。

1. 現行の都市計画制度

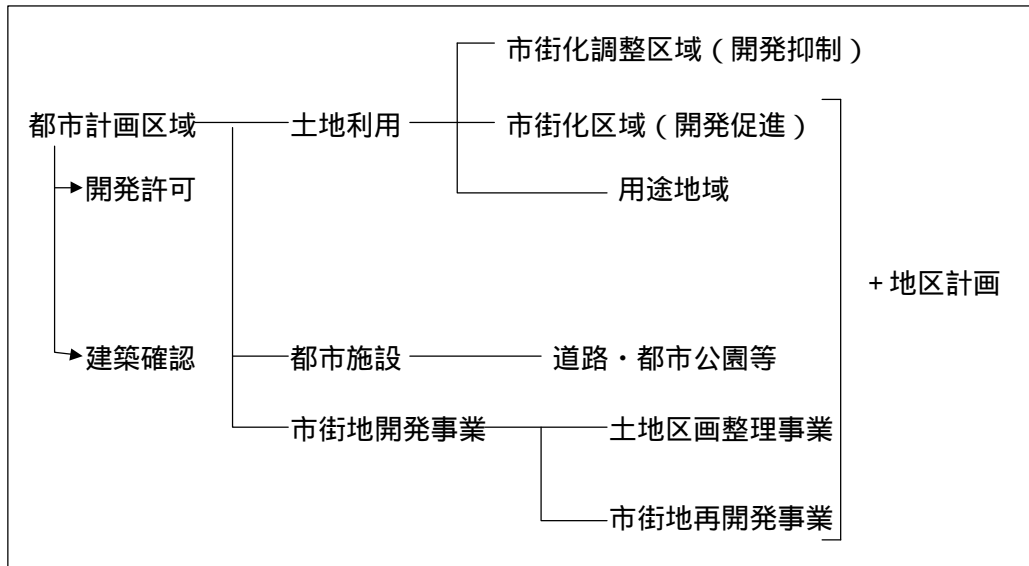
(1) 都市計画制度の概要

わが国の土地利用は、都市計画法や森林法、自然公園法など5つの法律によって規制されている。このうち都市計画法がカバーしているのは、国土面積全体の約4分の1、人口では約9割の地域である。都市計画地域に指定されると、(a)開発行為(盛り土等の土地の形質変更)について都道府県知事の許可が必要 (b)建築物を建てる時、建築確認が必要 (c)建築基準法で、建築物の用途、高さ、建蔽率、容積率等について特段の規制を受ける (d)一定の規模以上の土地取引は一般に届け出を必要とするが、都市計画地域ではこの規制がそれ以外の地域に比べて厳しい、などの規制がかかる。

一般に「都市計画」と呼ばれるものは、大別して次の4種類がある。すなわち、(a)土地利用を規制する計画 (b)都市にとって必要な基幹施設(道路、公園、学校、河川などが主なもので、電気・ガス供給施設もこれに含まれる)について定める計画 (c)市街地再開発に関する計画(土地区画整備事業、市街地再開発事業) (d)地区レベルの特性に応じて策定する地区計画、である。

このうち、土地利用を規制する計画の一番根元にあるのは「線引き」である。これは都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分けするものであり、前者の市街化区域は既成市街地ならびに今後市街化を図るべき地域であるが、これに指定されると、市街地形成に向けてさまざまな措置が講じられる。すなわち「用途地域」が指定され、地域ごとに建築が規制・誘導されるほか、基幹的な都市施設整備や市街地再開発事業が実施されるなど、公共投資が市街化区域に重点的になされる。また、より詳細な土地利用計画である「地

図1 都市計画の基本類型



(出所) ヴィンフリート・ブローム、大橋洋一「都市計画法の比較研究」に一部加筆

区計画」も主に市街化区域で策定される。一方、線引きで市街化調整区域に指定されると、そこでの開発は抑制されることになる。

「用途地域」とは、住宅、店舗、工場等が混在して立地するのを防ぎ、それぞれの棲み分けを図って秩序だったまちづくりを行うことを目的とした都市計画手法である。現在では、市街化区域全域が12種類の用途地域のいずれかに色分けされ、各地域ごとに建物の用途、容積率、建蔽率、高さなどが制限される。なお、「特定街区」「総合設計」「高度利用地区」「再開発地区計画」「住宅地高度利用地区計画」など、公開空地を確保したり歴史的建築物を保存したりした場合、「用途地域」で定められた容積率規制などを、その地域に限り緩和する開発誘導型の計画手法が都市計画法に付加されている。

このように、「用途地域」は比較的広い地域を対象に全国一律（つまり12種類のみ）のルールを適用するというものであるが、もっと地域を限定して地区ごとの特性に応じて建物の用途、形態、道路・公園等の配置などを定め、そこで将来展開される建築・開発行為を規制・誘導しようとする計画手法が「地区計画」である。例えば、行き止まり道路、ミニ開発、住居地でのマンション・事務所等の建設抑止などのために「地区計画」指定がなされたり、市街化調整区域を市街化区域に編入するに際して、将来、秩序あるまちづくりを担保するために「地区計画」を同時指定するといったようなことが行われる。「用途地域」が大きな網かけであるのに対して、「地区計画」は地区レベルの規制・誘導である。

不整形な土地や狭い道路・行き止まりの道路などが多い区域について、土地の区画を整

え公園・道路・緑地などの公共施設を整備する事業手法が、「土地区画整備事業」である。これは、土地所有者が各所有地の一定割合を差し出し、その土地を集約して公共施設用地ならびに売却して事業費を捻出するための保留地を確保したのち、残った土地を土地所有者に配分するというものである。このような平面の換地による土地区画整備事業に対して、立体的な換地を行うのが「市街地再開発事業」である。事業費は保留地売却の代りに、保留床売却によって賄われる。駅前地区や商業地区など高度利用のポテンシャルの高い場所での再開発に、後者の「市街地再開発事業」が用いられている。

(2) 都市計画の決定主体

以上のような各種の都市計画の決定は、現在は地方自治体が行うことになっている。このうち、主に広域的・根幹的な都市計画、例えば、市街化区域・市街化調整区域の「線引き」や「用途地域」指定、「土地区画整備事業」や「市街地再開発事業」等は原則として都道府県知事が行う。一方、地区の特性に応じた、より詳細な対応が必要な「地区計画」は市町村が決定することになっている。

都市計画への住民参加という面では、立案された都市計画案は一般に、2週間「公衆の縦覧に供し」、その間に住民の意見を聞くことになっている。また、行政が必要と認める場合、公聴会が開催されるが、開催しなくても都市計画自体が無効となるわけではない。事実上、公聴会が開催されるのは、線引き、用途地域の全般的な見直し、道路網の全体的再検討、根幹的施設の定めなどの場合である。

2. 都市計画制度の変遷

(1) 新都市計画法の制定とその後

これまで述べたような現行の都市計画制度の骨格ができたのは、1968年の新都市計画法の制定によってである。そこでは、従来、都市計画はすべて国が決定していたものを、国の政策や利害との調整が必要な事項については国が関与する仕組みを設けた上で、都市計画はすべて都道府県と市町村が決定するように変更された。1968年の新都市計画法の特徴をまとめると次のようになる。

(a)都市計画決定権限が建設大臣から都道府県、市町村へ委譲された。

(b)都市計画案の作成、決定過程に住民参加の手続きが導入された。

その一方で、次のような課題が残された。

(c)市街化線引きや用途地域色分けなどの大規模都市計画は、都道府県知事に機関委任された国の行政として残された。

- (d)都市計画決定権限が都道府県知事と市町村の二重構造となった。しかも主要な都市計画の決定権限は都道府県知事に集中した。
- (e)住民参加についても、公聴会の開催などが義務化されていない。

その後現在まで、市町村の権限強化や住民参加のための制度改正が行われている。

1980年には、市町村が決定する「地区計画」制度が設けられ、各街区レベルで、建物の用途・高さ・色彩・デザインや公園等の配置を決め、ミニ開発を抑止する仕組みが法定化された。

さらに92年には、市町村の都市計画に関する基本的な方針である「市町村マスタープラン」の策定が義務づけられた。市町村は、マスタープラン策定に当たっては住民の意見を聞かなければならず、その後市町村が行う都市計画は自ら策定したマスタープランに即して進める必要がある。

また80年代以降、住民参加によるまちづくりが実態的に進んだ。それを促進したのが地方自治体が制定する「まちづくり条例」であった。1981年「神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例」、1982年「東京都世田谷街づくり条例」をはじめ、全国で多くの「まちづくり条例」が制定された。このうち例えば神戸市の条例には、住民参加で地区ごとに総合的なまちづくりを検討し推進する「まちづくり協議会」の設立・認定、まちづくり提案の手続き、地区計画の手続き、まちづくり活動の助成など、生活に身近なまちづくりのための諸手続きが定められている。神戸市内の各地域に結成された「まちづくり協議会」は、阪神大震災後の復興まちづくりにも大きな働きを示したと言われている。

表1 都市計画制度の変遷

| | |
|------|--|
| 1919 | 旧都市計画法の制定 |
| 1968 | 新都市計画法の制定 |
| 80 | 都市計画法の改正（「地区計画」の創設） |
| 80年代 | 全国の自治体でまちづくり条例の制定 |
| 92 | 都市計画法の改正 { 「市町村マスタープラン」の創設 「用途地域」の細分化（12種類へ） } |
| 95 | 地方分権推進法の制定 |
| 99 | 地方分権一括法の制定 { ならびにそれに伴う都市計画法の改正 都市計画を自治事務とする 市町村の権限の拡大 } |
| 2000 | 都市計画制度の見直し { 「マスタープラン」の充実 地区計画の改善・拡充、ほか } |

(2) 地方分権一括法の制定とそれに伴う都市計画法の改正

このような中、99年7月に、地方分権を具体的に推進するための「地方分権一括法」が成立した。地方分権推進委員会の検討の中でも、都市計画は地方分権の大きな柱として位置づけられていたが、この法律の成立に伴って都市計画法も次のように改正された。

- (a) 都市計画は原則として自治事務とする（法定受託事務ではない）
- (b) 都市計画決定は主に市町村が行い、都道府県が決定するのは、市町村の区域を越える広域的・根幹的な都市計画に限定する。具体的には、都市計画区域の指定・線引きは都道府県、用途地域は原則として市町村が行うものとし、都市施設や市街地開発事業のうち、市町村が決定できる範囲を拡大するとともに、政令指定都市や中核都市に、より大きな権限を与える。

しかしこの改正は、都市計画決定権限など国や地方公共団体の権限の再配分に関するものが主であり、都市計画の内容そのものや住民参加のあり方等については残された課題となった。

3. 現在検討されている「都市計画制度の見直し」

(1) 見直しの概要

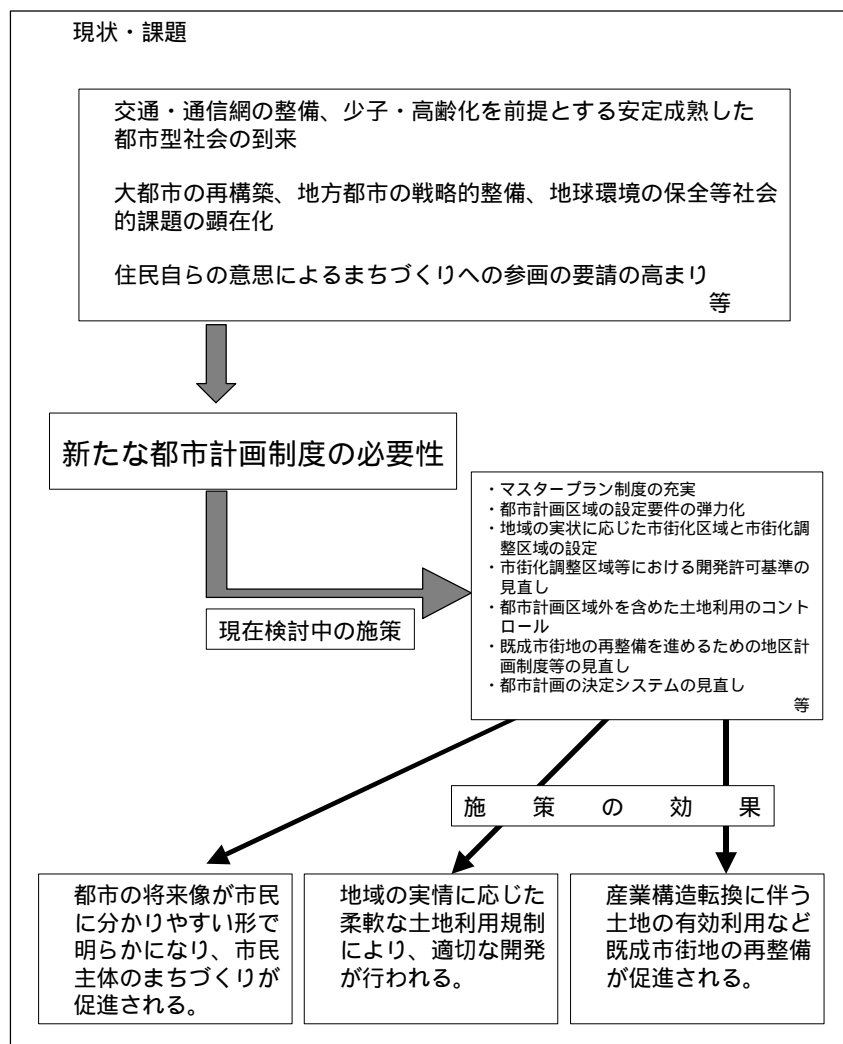
現在、都市計画中央審議会で検討されている「都市計画制度の見直し」は、そうした残された課題に踏み込もうとするものであり、概要を国民に公開して意見を聞いた上で、改正案は来年の通常国会に提出される予定になっている。検討案のポイントは次の6点である。

- (a) マスタープランの充実：既成市街地の再整備を主な課題とする都市型社会においては、まず目指すべき都市像を地域社会の合意として明確にすることが必要である。
- (b) 都市計画区域外の乱開発に対する規制強化：幹線道路沿道のショッピング・センター建設など、都市計画区域外での大規模開発が増加している中で、市町村の判断によって都市計画区域外でもスポット的に土地利用を規制できる仕組みを創設する。
- (c) 市街化調整区域での土地利用の規制緩和：線引き制度は無秩序な市街地形成を防止する上では有効であるが、その一方で市街化調整区域の開発抑制が地域の活性化を阻害するケースもある。そこで市街化調整区域内の開発を一律に抑制するのではなく、条例等で条件を明示した上で、状況に応じて開発を許可できるようにする。
- (d) 既成市街地再整備のための新たな制度の創設：既成市街地の再整備推進のために、現行制度を再編して、優良なプロジェクトについては容積率等の土地利用制限をより柔軟に緩和できる制度や、都市施設の複合的な整備を促進する制度を創設する。

また、地区レベルの都市計画である地区計画がよりわかりやすく、使いやすい制度になるよう改善し拡充する。

- (e) 環境問題等への対応のための制度強化：都市計画は、都市における自然環境や景観の保全、地球環境の保全、防災、高齢者・障害者福祉など、さまざまな社会的課題に対応できる制度であることが必要であり、マスタープランでこれらの諸課題への基本的考え方を明記する。また、廃棄物処理施設や最終処分場を積極的に都市計画決定することとし、整備目標等をマスタープランに明記する。
- (f) 都市計画決定システムの合理化：自治体の独自性を高めるため、都市計画決定手続きを条例によって手厚くできるようにする。また生活により身近な地区計画について、住民や事業者から策定要請ができるようにするなど、住民参加を一層推進する。

図2 都市計画制度の見直し



出所 都市計画中央審議会 資料

現在、都市計画中央審議会で検討されている「都市計画制度の見直し」の中身は、以上のように多岐にわたっているが、その社会的背景はおおよそ次のようにまとめることができよう。

第一に、都市計画に求められるものが、これまで以上に多様化していることである。

都市計画の目的は、単に都市の土地利用や施設の整備にとどまるものではなく、高齢社会を迎えて都市で安心して暮らしていけるか、介護あるいは医療サービスについてはどうなるかといった社会福祉問題、さらには従来、都市計画では取り上げられなかった地球環境問題、ゴミ処理場の立地問題などについても、都市計画が積極的に関わることが期待されるようになってきている。また、構造不況が深刻化している中、産業・経済の再生に対して、都市計画がどのように貢献するかといった視点も今まで以上に重要になっている。

このように都市計画は、従来のような物的計画にとどまらずに、福祉、環境、住宅政策、産業の活性化、雇用なども視野に入れた総合性を持つことが求められている。

第二に、都市計画の対象が変化していることである。当初の都市計画は、「都市化社会」におけるまちづくり、つまり都市への人口集中に対応するために郊外部の市街化をいかに効率良く進めるかが主な課題であった。ところが都市が成熟化し「都市型社会」を迎えた近年では、都市計画の課題は既存市街地の再整備に軸足が移っている。かつての郊外部での新規開発においては、全国一律のルールでも対応が可能であったが、既存市街地の再整備になるとそうはいかなくなる。なぜなら既存市街地は長年にわたってその土地固有の歴史（特に、生活の歴史）を積み重ねてきているだけに、再整備に当たっては地区の実情に即した柔軟できめ細やかな対応が必要となるからである。

第三は、まちづくりに対する住民参加の要請の高まりである。前述したような、生活に密着した既存市街地の再整備のためには、住民が発案・合意し、その合意に自らも従うというルール形成が極めて重要になる。そのため都市計画の立案・協議・実践の各プロセスにおいて、住民を含めた協働のための仕組みづくりが都市計画推進上ますます大切になっている。

以上3つの都市計画を取り巻く時代潮流を念頭に置いて、もういちど「都市計画制度の見直し」案を見てみると、今後の都市計画の目指す方向として、「大きなビジョン（マクロ的視点）と個別の柔軟な対応（ミクロ的視点）」の重視という全体構造と、それを横串にする「住民参加」という構図が浮かび上がってくるように思われる。そこで次に、大きなビジョンである「マスタープラン」と、個別の対応である「地区計画」にスポットを当てて、「住民参加」の問題も視野に入れながら若干の考察を加えることにしたい。

(2) マスタープラン

西欧では、長い歴史の積み重ねの中から形成された、あるべき市街地像が行政・住民・事業者の間で共有化されており、市街地の再整備に当たっては、そのあるべき市街地像が大きな影響を及ぼすと言われている。これに対して我が国の場合には、目標とすべき市街地像が存在せず、住民や事業者が主体的に遵守しようと思う地域固有のルールが形成されるに至っていない。そのため用途地域指定などによる全国一律の基準がそのまま地域の市街地の将来像として事実上機能するケースが多い。

そこでまず目標とすべき市街地像を共有化することが、これからの我が国の都市計画には必要であり、その手段としてマスタープランに期待が寄せられているわけである。

ところで現行の都市計画制度では、マスタープランはどのように取り扱われているのだろうか。現行の都市計画法で、マスタープランとして法的に位置づけられているのは、市町村の「都市計画に関する基本方針」である。これを策定するとき、市町村は住民の意見を聞かなければならず、また市町村が推進する都市計画は、この基本方針に即したものでなければならないとされている。こうした市町村マスタープラン制度は1992年に法定化されたが、都市計画地域を有する全国の市町村のうち約6割がマスタープランを策定済みあるいは策定中で、残りの4割が未策定であるとの調査結果がある。未策定のうち例えば大阪市では「検討中」とのことであるが、一般に市町村では都市計画と一部内容が重複する総合計画（地方自治法に基づく）を有していることから、この総合計画の都市計画に關係する部分をマスタープランと見做したいと考えている市町村もある。

前述したように都市計画は現在、福祉、環境、住宅政策、産業の活性化、雇用など多様な要請に応えることが求められており、それらをまとめて「まちづくり」として考えなければならない時期を迎えている。都市マスタープランもこうした総合的なまちづくりの指針としての機能を期待されているが、今後は総合計画やその他の計画との關係を整理することが行政内部の課題として残るものと思われる。

次に都道府県レベルでは、事実上マスタープランとして見做されているものに、線引きの際に県知事が定める「整備・開発・保全の方針」がある。しかし厳密に言えば、これは市街化区域と市街化調整区域を対象とするものであり都道府県の全域をカバーしていない。そこで、都市計画中央審議会は「都市計画制度の見直し」案の中で、都道府県全域を対象とするとともに、都道府県をまたがる広域的な広がりを見野に入れた都道府県マスタープランを法定化するとの考え方を打ち出している。

しかし、この考え方に対しては、現行の市町村マスタープランに屋上屋を重ねるもので

あり、国から自治体へ、さらに都道府県から市町村へという地方分権の流れに逆行するのではないかとこの疑問を呈する市町村がある。

これまで述べたことはマスタープランの位置づけの問題であるが、それに加えて市町村あるいは都道府県マスタープランの中身に関してもさまざまな議論がある。マスタープランに何を盛り込むかについては、将来像を指し示すという初期の段階で都市施設の配置などを具体的に明示することはかえって混乱を招くため、むしろまちづくりのテーマとそれを実現するための道筋を定めればよいとする立場がある。また、何を盛り込むかではなく、むしろ合意のプロセスこそ大事であるとする考え方もある。

以上のように、総合的な都市の将来像を指し示すマスタープランの重要性については大方の認めるところであるが、何を織り込むかの中身の問題やマスタープランを合意に導くプロセスの問題など、今後詰めるべき課題は多い。しかし、現段階でとりあえず確認しておくべきことは、マスタープランは都市計画の基本計画としての役割のほかに、まちの将来像についての合意形成、あるいは住民の自らを律するルールづくりの機会としても、大きな期待が寄せられているということであろう。

(2) 地区計画

分権化が進んだ社会の都市計画は、次のようなレベルのものでなければならないと言われている。すなわち、(a)自治体が、総合的で実効性のある土地利用計画を立案し、それに基づく規制を行うことができる (b)計画や規制の内容について(例えば、用途地域のメニューや内容)自治体が独自に定めることができる (c)開発や建築の許認可について、自治体が独自に定めることができる。

99年7月の地方分権一括法の成立ならびに、それに伴う都市計画法の改正では、こうした課題は積み残しになっていたため、それに一步踏み込もうというのが今回の見直し案における「地区計画の充実」の議論である。

地区計画に関する都市計画中央審議会の改正案は、(a)市町村の判断で地区計画指定の要件を緩和したり、計画内容を独自に定めることができるようにする (b)地区計画は、原則として用途地域等で定められた規制内容を緩和できないが、一定の水準以上の公共施設を整備する場合には規制緩和できるようにする、などにより地区計画をより使いやすいものにするというものである。(改正案では、「地区計画を、具体の地区に着目してその土地のあり方を改善するための一般的な都市計画制度と位置づける」と表現されている。)

このような地区計画制度の改正が実現すれば、制度面では、地区の固有性に即しながら地区の裁量でまちづくりを進めることが可能になる。そこで次の問題は、マスタープラン

で見たと同じように、どのようなまちの姿を目指し、それをどのように実現していくかという協議・合意のプロセスの問題であろう。

これに関連して、近畿大学の久隆浩助教授は「初動期重視のまちづくり」という考え方を提唱している。この「初動期重視のまちづくり」は、将来のこのまち、この地区の姿をどうしたいかという議論が先にあるべきであって、その議論の中から次第にまちのイメージが鮮明になり、そうなるのはじめて都市計画制度というツールを使う次のステップ(「事業まちづくり」の段階)に入ることができるという考え方である。久氏によれば、これまでの「事業まちづくり」中心のやり方では、自ら決めたものは自ら守るという自律性を確保できないが、「初動期重視のまちづくり」は、膨大な時間と手間とを引き換えに、住民参加を一步押し進めて住民主体のまちづくりを展開することができるという。

そうした住民主体のまちづくりが我が国でも今始まりつつあると指摘するのは、大阪大学の小浦久子助教授である。小浦氏によれば、欧米諸国では従来からコンパクト・シティというコンセプトの下に、主に環境問題への対応から持続可能なまちづくりを目指し、自動車交通の見直し等によるエネルギー消費の削減、複合機能化による都市の魅力の再生と地域経済の活性化、都市の歴史的環境の保全による地域環境の維持など、既成市街地の再編に取り組んでいる。我が国でも、第4次神戸市基本計画の具体化において、コンパクト・シティ、コンパクト・タウン構想の検討が始まっているとのことである。

コンパクト・タウンは、コンパクト・シティを構成する自律した生活圏である。(a)わがまち意識が持てる地域的なまとまりの中で、(b)住民の日常生活がある程度可能となる自立性を持ち、(c)住民自らがまちのあり方を発想し、自らがまちづくりを実践して、(d)安全で安心して快適に暮らせる生活圏を築く、ことを目指すもので、イメージ的には小学校区・自治会などを単位とするものである。これまでのまちづくり協議会が活動している地域的まとまりもコンパクト・タウンのひとつと見做すことができる。コンパクト・タウンのまちづくりの基本は、コミュニティ、環境、地域経済について地域の個性豊かなまちをつくっていかうとするもので、それぞれのタウンに固有の価値(自然・歴史・文化・環境)を総合的に高める取り組みである。

小浦氏は、都道府県や市町村が目指している総合化されたまちづくりは、既に地域・地区レベルで取り組みが始まっているので、そうした動向をいかに都市レベルで位置づけ、調整していくかが、これからの都市計画の課題になるであろうと述べている。

(3) 地球環境問題とまちづくり

最後に、まちづくりと地球環境問題の関わりについて見てみたい。

従来の都市計画法には、地球環境問題に関連する定めはない。また建築物に関して国民の生命、健康、財産の保護のために最低の基準を定めている建築基準法においても、そこには安全・防火・衛生上の最低基準の観点があっても、地球環境の観点からの規制・誘導はない。そうした中で、都市計画中央審議会による見直し案は、地球環境問題等に対する基本的考え方をマスタープランに明記することを謳っている。

地球環境問題については、1997年6月に発表された都市計画中央審議会の中間取りまとめ「今後の都市政策のあり方について」で次のような見解が示されている。すなわち、これからの新しい都市政策の視点として、(a)既成市街地の再構築と都市間連携 (b)経済活動の活性化等に寄与する都市整備の展開 (c)環境問題、景観形成など新たな潮流への対応、の3つを挙げた上で、環境問題については、「都市行政の総合化が求められる中、環境、景観、情報化など経済社会の新たな潮流と都市の関わりが増大し、的確な対応が必要になっている。中でも環境問題は、身近な水や緑の保全・創出から温暖化、酸性雨など地球環境問題に至るまで広範な意味を持つ。都市は資源・エネルギーの大消費地であり、大気・水・土壌等の物質循環の中で環境に大きな負荷をかけていることから、今日、環境に係る問題は即ち都市の問題であって、環境と共生する都市の実現が重要である」と述べている。そして、これまでの資源エネルギー多消費型の都市構造を見直して、自己完結型の都市構造を指向すること、豊かな環境と都市における高次の社会経済活動が高いレベルでバランスした都市づくりを進めること、さらに具体的には、都市行政の中で環境面への影響を評価する都市計画環境アセスメントの積極的な推進や多様なエネルギーの活用と省エネルギーシステムの定着などを提言している。今回の見直し案の底には、こうした中間取りまとめの考え方が流れているものと思われる。

次に、制度としての都市計画の範疇には入らないが、まちづくりを考える上で看過することのできない動きについて見てみたい。それは、地域としての地球環境問題への取り組みである。

豊中市では、1996年から住民・事業者・行政が協力して、地球環境を守る取り組みを進めるための「とよなか市民環境会議」を発足させた。そして、「生活部会」「交通部会」「産業部会」「自然部会」の4つの部会に分かれ、価値観や利害関係を異にするさまざまな人々が議論を重ね、地域としての環境行動計画である「豊中アジェンダ21」を取りまとめた。そこには、豊中の目指す環境のあり姿や、それに向けた市民レベルでの具体的な活動メニューが織り込まれている。

このような地域としての地球環境問題への取り組みは豊中だけではなく、多くの都市に広がり始めている。そして興味深いのは、この取り組みに参加している住民・事業者・行

政などの各主体は、これをまちづくりの一環として捉えているという点である。これをもう少し一般的に言えば、生活に重大な影響を及ぼすような問題に取り組むために、地域の関係者が集まって協議し、合意されたことについて自らも従い実践していくことが「まちづくり」だという考え方である。

以上見てきたように、ハード面の整備を中心とする、都市計画制度に則った「法定まちづくり」においても、ソフト面を主とする「草の根まちづくり」においても、地球環境問題への対応が大きな焦点になりつつある。

大阪ガスは現在、都市レベルでは近畿圏部が、神戸市を一つのモデルとする、CO₂ 排出を抑えた都市環境システムを検討し行政に対して提案している。また、地域・地区レベルでは、省エネ・環境保全技術として優れたコージェネレーションの普及拡大を進め、同時に各事業所においてその地域の特性に合わせて地域住民と一体になった環境活動を展開している。こうした中でCELもこれまで、豊中をはじめとする、地球環境問題の視点からのまちづくりに積極的に関与してきた。

法定まちづくり、あるいは草の根まちづくりにおいて、地球環境問題への対応が今後ますます重要な柱になると予想される中、エネルギー産業であり、地域密着企業である大阪ガスが、まち（都市・地域・地区）のビジョンづくりやその具体化のための協議、さらには実践の各段階で、今まで以上に深く関わっていくことが求められていると思われる。

以上